

総務生活委員会会議録

1 日 時 令和7年9月3日（水曜日）

開会 午前11時27分

閉会 午後13時21分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山田雅徳	副委員長	岡崎亨一
	委員	森安健一	委員	三宅啓介
	〃	高谷幸男	〃	津神謙太郎
	〃	山口久子	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小原純	同次長	日笠哲宏
同主幹	関藤克城	主任	東宗利

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
秘書室長	丸野裕子	総合政策部長	入野史也
政策調整課長	林啓二	総務部長	内田和弘
総務課長	小川修	職員課長	坂田圭
財政課長	岡真里	財産管理課長	林琢也
契約検査課長	小川正義	税務課長	高谷正樹
あたたか市民部長	三宅伸明	日本一優しい市役所推進課長	林直方
デジタル推進課長	難波孝次	ワンストップ課長	小野美千代
ワンストップ課主幹	竹下あけみ	日本一優しい市役所推進課主幹	渡邊康広
人権・まちづくり課長	倉本伸一	交通政策課長	藤原優裕
代表監査委員	風早俊昭	監査事務局長	宇野裕
消防長	池上泰史	消防総務課長	片岡久典
警防課長	鐘ヶ江英樹		

6 付議事件及びその結果
別紙のとおり

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前11時27分

○山田雅徳委員長 ただいまから総務生活委員会を開会いたします。

本日の出席は7名であります。なお、欠席者1名のうち、三宅委員から遅参の届出がありました。

これより、さきの本会議において付託をされました案件の審査を行います。

まず、認定第2号 令和6年度総社市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

決算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名（大事業）を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いをいたします。

それでは、質疑はありませんか。

すみません、その前に当局から報告があります。

ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 質疑の前に、提出している決算調書の記載内容に誤りがありましたので、訂正をお願いします。

決算調書443ページをお開きください。

○山田雅徳委員長 443ページです。

よろしいですかね。お願いします。

○小野美千代ワンストップ課長（続） 予算科目、保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費、事業名、特定健康診査等事業費のページでございます。

主な事務事業及び成果の概要欄のうち、12、委託料の2行下、特定保健指導委託料につきまして、動機づけ支援11件、積極的支援43件とあるところを、動機づけ支援44件、積極的支援11件と訂正をお願いします。調書の記載が誤っており、誠に申し訳ありませんでした。

○山田雅徳委員長 入れ替わっているのと、1件増えてるということでありました。

それでは、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 なし。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定されました。

次に、認定第3号 令和6年度総社市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査に入ります。

これより、質疑に入ります。

すみません、こちらも当局から発言があります。

ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 質疑の前に、提出している決算調書の記載内容に誤りがありましたので、訂正をお願いします。

決算調書454ページをお開きください。

○山田雅徳委員長 454ページですね。

よろしいですか。

お願いします。

○小野美千代ワンストップ課長（続） 予算科目、総務費、総務管理費、一般管理費、事業名、職員給与費のページでございます。

目的欄に記載の1行目、中ほどに、「岡山県後期高齢者医用広域連合」と記載しておりますが、正しくは「岡山県後期高齢者医療広域連合」でございます。訂正をお願いいたします。調書の記載が誤っており、誠に申し訳ありませんでした。

○山田雅徳委員長 ありがとうございます。訂正でありました。

では、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は認定すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきであると決定をされました。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○山田雅徳委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、議案第47号 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

職員課長。

○坂田 圭職員課長 それでは、議案第47号 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

この条例につきましては、人事院勧告の趣旨に基づきまして、仕事と生活の両立支援を拡充するなど、本市職員においても国の措置に準じた改正を講じるために、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

それでは、改正内容につきましては、1 ページおはぐりいただきました新旧対照表に沿って御説明を申し上げます。

まず、第16条におきましては、介護休暇の箇所ではありますが、こちらにつきましては後ほど出てくる条文の条ずれを改正しようとするものであります。上から3行目のところが、第17条の2が第17条の3というふうに改正をさせていただきます。

続きまして、ページをおはぐりいただきまして、第17条の2についてです。

こちらにつきましては、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向の確認について規定している新規の条項でございます。こちらにつきましては、妊娠、出産時の申出をしたとき、あるいは子が3歳に満たない職員がいる際に、当該職員に対しまして育児時間あるいは部分休業、子の看護休暇等の出生時両立支援制度を、あるいは育児期の両立支援制度の内容請求先を周知するとともに、それらの制度の利用及び職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情、始業、終業時刻ですとか、業務量の調整等々の改善についての意向確認を定めたものとなっております。こちらにつきましては、第1項のほうには、出生時両立支援制度等に関しまして周知をすることが1号、2号のほうにはその意向確認をする措置、3号につきましてはこういったような改善、意向があるかということを確認する措置を規定しております。

また、2項のほうにつきましては、先ほども申し上げました育児期両立支援制度についての規定をさせていただいておりまして、2項の1号、2号、3号につきましては、先ほどの出生時両立支援と同じように周知あるいは意向の確認、また改善に資する事項に関する意向の確認等を行うことと規定しております。

3項につきましては、それらの意向につきまして確認したものにつきましては、その意向につい

て配慮しなければならないというような規定を設けさせていただいております。

続きまして、第17条の3であります。こちらは先ほどの第17条の2を、条項を追加したことに伴います条ずれの改正でございます。また、そちらのほうに併せまして、こちらのほうは、途中、条項内に出てきます文言につきましても、こちらのほう、前に同じような文言が出ているということで、そちらのほうの文言のほうを統一させていただいているというところでございます。

続きまして、第17条の4に関しましても、同じく条ずれの改正ということにさせていただいております。

また、附則につきましては、この条例につきましては、令和7年10月1日から施行をするとさせていただいております。また経過措置のほうを明記させていただいているところでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第48号 総社市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

職員課長。

○坂田 圭職員課長 続きまして、議案第48号 総社市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

この条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

それでは、条文の改正内容につきましては、新旧対照表に沿って御説明させていただきますので、ページをおはぐりください。

第19条におきましては、部分休業をすることができない職員の部分になります。こちらにつきま

しては、部分休業をすることができない非常勤職員の適用範囲を緩和しようとするものでございます。内容につきましては、第2号にありますように、これまで非常勤職員のほう、勤務日の日数と勤務日ごとの勤務時間のほうで条件のほうがありましたが、勤務日ごとの勤務時間の条件のほうを撤廃するような形で、内容的には制度のほうを利用しやすいような形で改正するようなものでございます。

また、第20条におきましては、これまで部分休業と言われておったところの部分の改正でございます。内容的には、これまでの部分休業につきましては、取得時間帯が勤務時間の始めあるいは終わりにおいてのみのものでありましたが、今回の改正に伴いまして、その取得時間については、そういった取得可能時間の制限のほうを撤廃するというような形で改正をしようとするものでございます。

また、第2項、第3項におかれましては、今まで部分休業ということで名前があったんですけども、こちらのほう、今までの部分休業という名称を第1号部分休業という名称に第1項のほうで規定しておりまして、そちらによる言葉のほうの改正を、2項、3項のほうではさせていただいております。

また、第20条の2につきましては、第2号部分休業の新たな部分休業の位置づけを新規で規定をさせていただいております。こちらのほうの第2号部分休業におきましては、年間を通じて人事院規則で定める時間を基準として、条例で定める範囲内で1時間単位で取得ができるようにしようとするものでございます。こちらにつきましては、そこにありますように、第1号、第2号で、基本的には1時間単位ということなんですけども、1号、2号のほうに分単位で取れる場合の規定をしております。

また、第20条の3につきましては、育児休業法の第19条第2項、1年の期間として条例で定めるところがありまして、条例のほうでそちらのほうを定めようとするもので、こちら、1年の期間というのは、4月1日から3月31日までとして規定しようとするものでございます。

また、育児休業法にあります人事院規則で定める時間、こちらについては、第2号部分休業のほうにつきましては取得可能な上限の時間のほうを規定しようとするものでございます。こちらにつきましては、1号のほうに非常勤職員以外の職員につきましては77時間30分、こちらにつきましては10日相当という形になっております。また、非常勤職員につきましては、非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じた時間ということと規定しておりまして、どちらとも10日相当の時間分と規定をさせていただいております。

また、こちらの1号、今回の育児休業につきましてはの変更等に関する規定を、第20条の5のほうに規定をさせていただいております。こちらのほう、当初まず、第1号部分休業あるいは第2号部分休業の申出を行った後、そちらのほうを途中で変更する場合におきましては、法律のほうで、条例で定める特別な事情ということで定める規定がありまして、そちらにつきましては、そこにありますように、配偶者が負傷あるいは疾病等によって入院したこと、あるいは配偶者と別居したこと

等、そういった予期せぬ、申出時に予期することができなかった事情等によりましてのみ変更が可能となってくるということを規定させていただいております。

また、第21条におきましては、部分休業している職員の給与の取扱いにつきましては、規定している根拠条文のほうをそこに追加するようなものでございます。

また、第22条の部分休業の承認の取消し事由につきましては、当初、申出があり、申請、承認をされた後、取消しをする場合におきましては、それにつきましてはその事由を定めようとするものでございまして、いわゆるこちらの内容につきましても、先ほどの第20条の5にありました、事由を準用するという規定を、こちらのほう、規定させていただいております。こちらにつきましても、附則のほう、つきましては令和7年10月1日から施行するとし、第2条のほうで経過措置のほうを設けさせていただいております。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第49号 工事請負契約の締結についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財産管理課長。

○林 琢也財産管理課長 それでは、議案第49号 工事請負契約の締結についてにつきまして御説明申し上げます。

このたび、工事請負契約を締結しようとする工事は、総社市旧本庁舎・保健センター・総合福祉センター解体工事でありまして、本年5月7日に一般競争入札の公告を行い、参加表明のありました2社により6月26日に入札を執行したところ、税込み4億8,180万円で、中央建設株式会社・株式会社たけうち、総社市旧本庁舎・保健センター・総合福祉センター解体工事共同企業体が落札いたしましたので、7月17日に同共同企業体と工事請負仮契約を締結したところでございます。この工事の予定価格が1億5,000万円以上であり、総社市契約条例第2条の規定により、該当すること

から、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決を得ようとするものでございます。なお、工期は、本契約発行日から令和8年9月30日でございます。

説明は以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 工事名として、旧本庁舎・保健センター・総合福祉センターとなっておりますが、西庁舎については当面倉庫で使用とかという話を聞いたことがございますが、そのために別の契約になるのでしょうか、どうでしょうか、お尋ねします。

○山田雅徳委員長 財産管理課長。

○林 琢也財産管理課長 高谷委員の御質問にお答えします。

西庁舎につきましては、議員、先ほど述べましたとおり、今現在、倉庫代わりという形で使わせていただいております。西庁舎の解体工事は、工事手順として、この解体工事、今回、本契約させていただきましたら、その解体工事、本庁舎、それから総合福祉センター等の解体工事が終わった後に、その後、附属棟としてバス車庫でありますとか倉庫棟、それから歩廊等の建設工事を、予定では令和8年から令和9年にかけてする予定でございます。その後、新しくできた倉庫棟に西庁舎にあるものを移した後に解体工事を予定しておりますので、予定では令和9年度に解体工事をする予定としてございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第50号 財産の取得についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

デジタル推進課長。

○難波孝次デジタル推進課長 失礼いたします。

議案第50号の財産の取得についての御説明を申し上げます。

このたび取得しようとしている財産は、ウィンドウズ用ソフトウェア250本で、職員の事務用端末で使用するオフィスライセンスでございます。現在、職員が使用していますマイクロソフトオフィス2016、2019につきましては、本年10月でメーカーのサポート期限が終了となる予定のため、新たに取得しようとするものです。

契約の方法といたしましては指名競争入札とし、7月4日に6社による入札を行ったところ、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部岡山支社岡山第2営業本部が、消費税を含め2,128万600円で落札いたしました。落札金額が予定価格内でありましたので、7月4日に同社と仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約をしようとするものでございます。なお、この納入期限は、令和7年10月31日といたしております。この契約につきましては、購入予定価格が2,000万円以上であり、総社市財産条例第2条の規定に該当することから、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき市議会の議決を得ようとするものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第62号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

財政課長。

○岡 真里財政課長 議案第62号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度途中における事業の推進等により必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億7,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ369億9,700万円とするものでございます。

それでは、便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の14ページ、15ページを御覧ください。

○山田雅徳委員長　お願いします。

○岡　真里財政課長（続）　第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第1節報酬、第3節職員手当等のうち、期末手当、勤勉手当、第4節共済費及び第8節旅費につきましては、事務量の増加及び育児休業取得者等が当初の見込みを上回ったことによる会計年度任用職員14名分の人件費1,885万2,000円、及び外国人の相談件数が年々増加していることから、対応する多文化共生推進員の増員1名分の人件費136万7,000円を計上するものでございます。第3節職員手当等のうち、退職手当につきましては、普通希望退職者の退職手当を計上するものでございます。

同款、同項、第6目財産管理費、第24節積立金につきましては、令和6年度決算剰余金を財政調整基金、庁舎等整備事業基金、教育施設整備事業等基金及び美術博物館施設整備事業基金にそれぞれ積み立てるもの、並びに金利上昇による利子分の積立額を増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第27節繰出金1,342万円の減額につきましては、各医療保険者に対して、子ども・子育て支援事業費補助金が交付されることから、国民健康保険特別会計並びに後期高齢者医療保険特別会計への繰出金を減額しようとするものでございます。

16ページ、17ページを御覧ください。

第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、第8節旅費12万4,000円につきましては、第53回中国地区消防救助技術指導会への出場権をロープブリッジ救出1チームが獲得したことに伴い、必要となりました旅費を計上するものでございます。第10節需用費84万7,000円につきましては、令和7年3月23日に岡山市南区飽浦地内で発生しました林野火災において、消防広域応援で使用し、消耗した消防用ホース22本を整備しようとするものでございます。

次に、同款、同項、第2目非常備消防費、第10節需用費53万7,000円につきましては、消防団員公務災害防止活動援助事業を活用し、消防団員が災害現場で安全に活動できるよう、防火帽65個を整備しようとするものでございます。

18ページ、19ページを御覧ください。

第13款予備費32万8,000円の減額につきましては、予算調製でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、予算書10ページ、11ページにお戻りください。

第11款地方交付税1億3,795万2,000円の増額につきましては、本年度の普通交付税額の確定に伴い、当初予算との差額を計上するものでございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目総務費国庫補助金1億1,524万2,000円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の交付限度額の確定によるものでございます。

第17款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金710万円でございますが、金利の上昇に伴い、説明欄記載の基金の利子につきまして増額するものでございます。

12ページ、13ページを御覧ください。

第19款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金6,010万円の増額は、財源調整でございます。

第20款繰越金につきましては、令和6年度決算が確定し、歳入として9億1,121万4,000円を令和7年度へ繰り越すこととなったため、当初予算で見込み計上しておりました2億円との差額を増額するものでございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入につきましては、説明欄の一つ目、雇用保険料本人負担分10万3,000円は、歳出で御説明いたしました会計年度任用職員に係る本人負担分、説明欄の三つ目、消防団員安全装備品整備等助成金53万2,000円は、歳出で御説明いたしました消防団活動用の防火帽購入に対する助成金でございます。

説明欄の一番下、その他雑入のうち92万9,000円は、歳出で御説明いたしました消防広域応援に係る岡山市からの負担分で、7万円は財源調整でございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名（大事業）を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 調書でいいますと、4ページですか。

○山田雅徳委員長 4ページ、はい。

○高谷幸男委員（続） 第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理、基金をここで積立いたします。いろんな基金へ積み立てるわけですが、その中で庁舎等整備事業基金の積立て1億円ですが、新庁舎ができたわけですが、これからこの積立てをどういうふうな考え方で、この1億円というのは積み立てるような考え方でしょうか、お尋ねします。

○山田雅徳委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 高谷委員の質問にお答えいたします。

新庁舎のほうは完成いたしました。令和9年度まで附属棟の建設でありますとか、外構の工事等に利用しようと思ひまして、基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 今現在、庁舎の建設基金はどの程度残っておって、さらに1億円を積み立てる、それをもって整備するということになるのでしょうか。例えば、まだまだ基金がたくさんあれば、財政調整基金への積立ても可能かなと思ったりしますし、まだこれから倒し、建てるということになれば、10億円単位のお金が要る。そうすると、やはり基金を積み立てておかなければならないということもあると思いますけども、そのあたり、庁舎等の整備基金は今どの程度残っておるのでしょうか。

○山田雅徳委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 高谷委員の再度の御質問でございます。

庁舎等整備事業基金積立金の令和6年度末現在の現在高でございますが、10億9,500万円余りとなっております。今年度も取崩しがございますので、今年度末で、1億円今回積み立てたとしまして、9億円ほどになる予定でございます。令和8年度、令和9年度におきまして、附属棟や外構、解体等に係る費用につきまして、起債のほうが一般単独債となりますので、できる限り基金を積み立てておきたいというのが財政課の考えでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

この際、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後0時5分

再開 午後1時10分

○山田雅徳委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、議案第63号 令和7年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 議案第63号 令和7年度総社市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度途中における事業の推進などにより必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億7,685万円と定めようとするものでございます。

それでは、便宜歳出から説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第12節委託料385万円の増額につきましては、来年度新設される子ども・子育て支援納付金に対応するための電算システム改修委託料が確定したことに伴い、当初予算との差額を計上するものでございます。

次に、歳入について説明申し上げますので、予算書8ページ、9ページにお戻りください。

第5款国庫支出金、第1項国庫補助金、第10目子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、電算システム改修委託料に対する交付額確定に伴い、1,221万円を増額しようとするものでございます。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第4節職員給与費等繰入金につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金の交付に伴い、当初計上していた職員給与費等繰入金のうち836万円を減額しようとするものでございます。

同款、第2項基金繰入金、第1目国民健康保険事業基金繰入金1,140万7,000円の減額は、財源調整でございます。

第11款繰越金、第1項繰越金、第3目繰越金、第1節前年度繰越金につきましては、令和6年度決算が確定し、歳入として1,140万8,000円を令和7年度へ繰り越すこととなったため、当初予算計上額との差額1,140万7,000円を増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第64号 令和7年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 議案第64号 令和7年度総社市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、年度途中における事業の推進などにより必要となりました経費を計上するものでございます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,057万6,000円と定めようとするものでございます。

それでは、便宜歳出から説明申し上げますので、予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、第12節委託料99万円の減額につきましては、来年度新設される子ども・子育て支援納付金に対応するための電算システム改修委託料が確定したことに伴い減額するものでございます。

第4款予備費、第1項予備費、第1目予備費156万6,000円の増額は、財源調整でございます。

次に、歳入について御説明しますので、8ページ、9ページにお戻りください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、電算システム改修委託料に対する交付額確定に伴い、407万円を増額しようとするものでございます。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目事務費繰入金、第1節事務費繰入金につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金の交付に伴い、当初計上していた事務費繰入金506万円を減額しようとするものでございます。

第5款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、第1節前年度繰越金につきましては、令和6年度決算が確定し、歳入として156万7,000円を令和7年度へ繰り越すこととなったため、当初予算計上額との差額156万6,000円を増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○山田雅徳委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、意見第2号及び意見第3号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについての一括審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

人権・まちづくり課長。

○倉本伸一人権・まちづくり課長 意見第2号及び意見第3号の人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本市推薦の人権擁護委員13名のうち2名の方の任期が令和7年12月31日をもって満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により市議会の御意見をお伺いし、候補者を推薦しようとするものでございます。

まず、意見第2号に係る候補者は、総社市井尻野にお住まいの白神拓之氏でございまして、この方を引き続き推薦したいと考えております。白神氏におかれましては、昭和59年3月に岡山大学農学部を御卒業後、同大学農学研究科を修了されました。その後、民間企業への勤務を経て、昭和63年4月から岡山県庁に勤務され、令和3年3月に定年退職されました。令和5年1月から人権擁護委員を1期、現在までお務めいただいております、人権相談をはじめ、啓発活動にも積極的に取り組んでいただいております。

次に、意見第3号に係る候補者は、総社市原にお住まいの横山木実氏でございまして、この方を引き続き推薦したいと考えております。横山氏におかれましては、昭和56年3月に香川大学教育学部を御卒業後、同年4月から坂出市立東部小学校をはじめ、複数の小学校に勤務された後、平成31年3月に浅口市立金光吉備小学校で校長としての御勤務を最後に定年退職されておられます。また、同年4月から、総社市立池田幼稚園に園長として勤務をされ、令和4年3月に退職しておられます。令和5年1月から、人権擁護委員を1期、現在までお務めいただいております、人権相談をはじめ、啓発活動にも積極的に取り組んでいただいております。

いずれの方につきましても、人格、識見が高く、人権擁護について御理解があり、人権擁護委員

として適任であると考えます。

提案理由は以上であります。

○山田雅徳委員長 これより、意見第２号及び意見第３号の２件について一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 これをもって、これら２件に対する質疑を終結いたします。

これより、意見第２号及び意見第３号の２件について一括討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 これをもって、これら２件に対する討論を終結いたします。

これより、意見第２号及び意見第３号の２件について一括採決いたします。

これら２件は推薦に同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、これら２件は推薦に同意すべきであると決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山田雅徳委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後１時21分

総社市議会委員会条例第30条第１項の規定により、ここに押印する。

総務生活委員会委員長 山田 雅徳